

## 福島県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

23農支第604号

平成23年4月1日

一部改正24農支第373号

一部改正25農支第3216号

一部改正27農支第872号

一部改正28農支第328号

一部改正30農支第334号

一部改正2農支第516号

一部改正3農支第643号

一部改正4農支第720号

一部改正5農支第448号

農林水産部長

(趣旨)

第1条 県は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号に規定する事業を実施するため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）に定める環境保全型農業直接支払交付金及び日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「国推進要綱」という。）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年1月27日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知、農村振興局長通知。以下「国推進要領」という。）に定める日本型直接支払推進交付金（推進交付金）に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、市町村に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、国交付等要綱、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知。以下「国実施要領」という。）、国推進要綱、国推進要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付額)

第2条 環境保全型農業直接支払交付金は、市町村が別表の事業の欄に掲げる事業を行う場合に、農業者の組織する団体等（以下「農業者団体等」という。）に対して交付金として交付するために必要な経費について市町村長に対して交付するものとする。

2 日本型直接支払推進交付金（推進交付金）は、市町村が別表の事業の欄に掲げる2の交付金に係る事業を行う場合に、この事業に要する経費について、市町村長に対して交付するものとする。

(交付金の流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる1と2の交付金に係る事業の経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書及び同条第2項第1号に規定する収支予算書は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 環境保全型農業直接支払交付金整理表(別記様式第5号)

(交付金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 交付金等に関する法令及び国交付要綱の定めに従うべきこと。

(2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、環境保全型農業直接支払交付金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について、概算払の方法により交付金の交付をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、福島県環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村長は、規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、福島県環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書(別記様式第3号)により、交付金の交付の決定があった年度の12月末日現在において作成し、当該年度の1月10日まで

に知事に行うものとする。ただし、第8条による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 市町村長は、事業が完了したときは、速やかに環境保全型農業直接支払交付金完了報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県環境保全型農業直接支払交付金実績報告書（別記様式第4号）によるものとし、事業完了の日（事業廃止により知事の承認を受けた場合においては、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（交付金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該交付年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第13条第1項に規定する別に定める書類は、第4条第2項を準用する。
- 3 知事は、前項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村長に通知する。

（交付金の返還）

第11条 知事は、市町村長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

- 2 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる。）とする。

（交付金の交付の請求）

第12条 交付金の交付の決定の通知を受けた市町村長は、事業が完了した場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付請求書（別記様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、交付金の全額が概算払された場合は、この限りでない。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分の制限を受ける期間
-------	-------------

取得価格が1件50万円を超えるもの	農林畜産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、第5条に規定する期間（別表に掲げるとおり）
-------------------	--

（会計帳簿等の整備等）

第14条 交付金の交付を受けた市町村長は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（権限の委任）

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって、別表の事業に係るものは、所轄の農林事務所の長に委任する。

（書類の経由）

第16条 市町村長等が、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない。（前条により農林事務所長に権限を委任したものに限る。）

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月29日から施行し、平成25年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行し、令和3年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

別表（第2条、第3条、第5条、第15条関係）

事業	経費の内容	交付率	重要な変更
1 環境保全型農業直接支払交付金	国交付等要綱別紙第1の4に規定する活動に要する経費に充てるため、市町村が農業者団体等に対し環境保全型農業直接支払交付金を交付するのに要する経費	定額	1 交付金の増 2 交付金の30%を超える減
2 日本型直接支払推進交付金（推進交付金）	市町村が国推進要綱別紙3の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費	定額	